

地域で見守る体制づくり 「地域見守りネットワーク」の設置に向けた取組

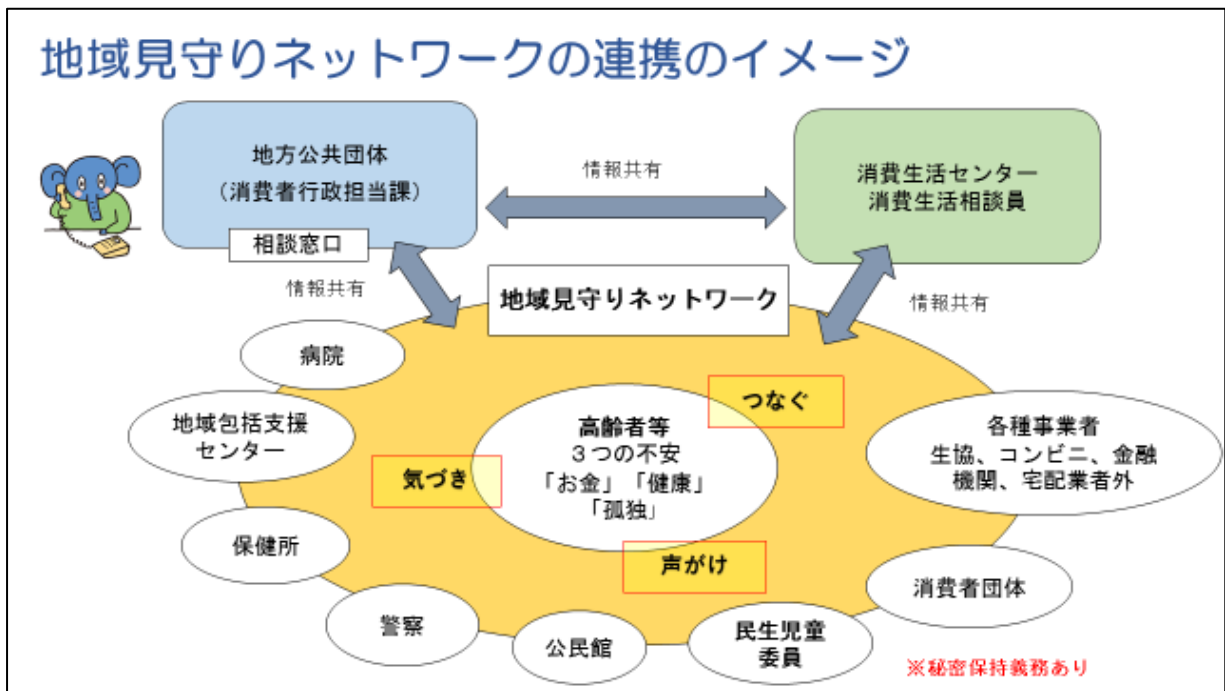
1 背景

- (1) 認知症の方を含め、高齢者等を中心に消費者トラブルが悪質化・深刻化し消費者被害件数は高止まりの状況。
- (2) 相談体制の整備に加え、消費生活上特に配慮を要する消費者に対するさらなる取組が必要。
- (3) 平成28年4月改正消費者安全法が施行になり、高齢者等の判断力が不十分となった人などの消費者被害を防ぐため、地方公共団体及び地域の関係者が連携した消費者安全確保地域協議会（地域見守りネットワーク）の設置が可能となった。

2 消費者安全確保地域協議会（地域見守りネットワーク）の概要

- (1) 協議会の役割
構成員間で消費者安全の確保のために必要な情報の交換・共有、協議。
- (2) 構成員の役割
消費生活上特に配慮を要する消費者と適当な接触を保ち、その状況を見守ること、その他必要な取組を実施。
- (3) 構成員
 - ・ 地方公共団体の機関（消費者行政担当課、消費生活センター等）
 - ・ 医療・福祉関係（病院、地域包括支援センター、介護サービス事業者、保健所、民生児童委員等）
 - ・ 警察・司法関係（法テラス、弁護士、司法書士）
 - ・ 教育関係（教育委員会、公民館等）
 - ・ 事業者関係（商店街、コンビニ、生協、宅配事業者、金融機関等）
 - ・ 消費者団体、町内会等の地縁団体、ボランティア
 - ・ 他分野のネットワークとの連携（福祉、防災等）
- (4) 周囲の見守り活動
 - ・ 周辺にいる人が高齢者等に声掛け、困りごとの相談に応じる。
 - ・ 生活の変化に気づいたら事情を把握し、家族や関係機関に連絡し、周囲が連携して被害防止等を図る。

地域見守りネットワークの連携のイメージ



3 県内における設置状況

- (1) 島根県 (平成28年4月)
- (2) 市町村

松江市 (平成28年10月)、飯南町 (平成29年4月)、
 浜田市 (平成30年2月)、西ノ島町 (平成31年1月)、
 大田市 (平成31年2月)、雲南市 (令和元年11月)、
 美郷町 (令和2年3月)、安来市 (令和2年4月)

4 島根県における取組

- (1) 各市町村への状況調査 (5月)
- (2) 各市町村への説明、意見交換、情報提供 (年間)
- (3) 地域見守りネットワーク担当者会議
- (4) 地域見守りネットワーク研修会の開催
- (5) 地域見守りサポーター養成講座
- (6) 高齢者向け啓発グッズ作成・配布

独居高齢者等を対象に啓発グッズを作成し、警察を通じて各戸配布

